

4月1日施行の民法改正を思う

労働者委員 日高実禎

2017年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立し、2020年4月1日より施行されることとなります。今回の民法改正は、1896年（明治29年）以降、120年振りの大幅な見直しとなります。そこで何が見直しになるのかとネットで調べてみると、遺産相続、約款の新設、債権の消滅時効など、多岐にわたり、改正の目的としては、社会の変化に即したものにすること、分かりやすいものにすることです。確かに、大日本帝国憲法下のものが、未だに大きな改正もされずにいること自体、信じがたいものですが、実際、読み方が解らない、意味など解るはずもない、難しい漢字が一杯出てきます。

以前、社会人として一人暮らしをはじめると、不動産屋へ行くと、まず、「借主より貸主が偉いんだ」と言わんばかりの不動産屋の言動にカチンとききましたが、借りる側の立場の弱さから、賃貸契約書にある瑕疵の意味を知ることもなく契約書にサインし、敷金として家賃の3か月分、約20万を支払いました。退去時、私には瑕疵はなかったものの、次のリフォームのためとの理由で敷金は返してもらえず、未だに納得できないまま、今日に至っていましたが、今回、敷金ルールについても明文化されることになり、私みたいな思いをしないで済む機会が増えると思うと、些細なことですが、私的には溜飲が下がった思いです。

ところで、今回の改正で私たち働く者に関わるもので未だに結論が出ていないものがあります。債権の消滅時効の期間です。現行法では、個人間の貸金債権は10年、飲食店の代金は1年、弁護士報酬は2年、医療報酬は3年、商取引は5年など、業種ごとに短期の時効期間が細かく分類されています。時間外労働の債権については、本来、民法での解釈では1年で消滅するそうですが、労働基準法第115条において、労働者保護や取引安全などの観点から2年間に消滅時効期間が定められています。

今回の民法改正では、これまでの分類を廃止し、知った時から5年、権利を行使することができる時から10年に統一されることとなります。しかし、時間外労働をはじめとする貸金請求権、年次有給休暇請求権、災害補償請求権などの消滅時効期間については、現在も労働政策審議会で議論が継続されています。どうも、直ちに改正法に統一することについては、「企業の記録保存に係る負担を増加させることなく、未払賃金等に係る一定の労働者保護を図るべき」との判断から、当分の間3年とする経過措置を設けることで論議が進んでいるようです。私は、まるで裁判判例のような労使の事情をくみ取った判断のもとでの議論や統一どころか民法を下回る議論に対して、分かりやすく統一しようとする民法改正の目的や労基法の労働者保護の観点などと照らし合えずと疑問符を感じています。いずれにしても、法律施行まで3カ月を切り、どのように周知・徹底をはかっていくのか、心配だらけの民法改正です。